

議案第 85 号

宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築  
の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に  
関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）9 月 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築  
の規制に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市自転車駐車場附置条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市自転車駐車場附置条例（昭和 58 年条例第 23 号）の一部を次のように改  
正する。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 4 号中「第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を  
「第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号」に改める。

（宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例（平成 15 年条例  
第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「同項第 8  
号」を「同項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。